

赤い羽根共同募金の手づくり募金箱やポスターをつくろうコンクール募集要項

1. 目的

赤い羽根共同募金の募金箱またはポスターの制作を通じて、赤い羽根共同募金運動や募金のしくみに対する関心を育むとともに、赤い羽根共同募金のキャッチコピーである「じぶんの町をよくするしくみ」の一員として、地域への貢献意欲と福祉の心を醸成することを目的とする。また、制作を通して創造力や物を作る楽しさを養うとともに、実際に募金運動で使用することで児童の自己有用感を高めつつ、運動に対する共感の輪を広げていく。

2. 実施主体

東海村共同募金委員会事務局

3. 実施内容

村内小学校の児童へ募金箱とポスターの募集を行い、応募された作品を赤い羽根共同募金運動期間に使用する。

4. 応募対象者

東海村内の小学3年生から6年生の児童

5. 応募規程

応募者は募金箱またはポスターのどちらか一作品を応募でき、次の条件を全て満たすこと。

(1) 募金箱の部

- ・材料は自由とする。ただし、募金運動で使用するため、壊れにくい材料で作成すること。
- ・お金を入れられるように募金口および取り出し口を設けること。
- ・大きさは縦の長さが25センチ以内、横の長さが20センチ以内のもので、形は自由とする。
- ・作品の中に「赤い羽根共同募金」の文字を必ず入れること。また、赤い羽根のロゴマークまたは「愛ちゃんと希望くん」のキャラクターを入れること。
- ・既存のアニメや漫画等のキャラクターが使用されていないこと。

(2) ポスターの部

- ・題目は自由。
- ・作品の中に「赤い羽根共同募金」の文字を必ず入れること。また、赤い羽根のロゴマ

- ・ ークまたは「愛ちゃんと希望くん」のキャラクターを入れること。
- ・ 四つ切画用紙（38 c m×54 c m程度）。
- ・ 既存のアニメや漫画等のキャラクターが使用されていないこと。

6. 応募方法

別紙1「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、募金箱の場合は「応募用紙」をセロハンテープ等で作品に貼り付け、本会へ直接作品とともに提出すること。

ポスターの場合は「応募用紙」を裏面に貼り付け、本会へ直接作品とともに提出すること。

※別紙1「応募用紙」は、東海村社協ホームページからダウンロードするか本会窓口で受け取ること。

7. 提出先

東海村共同募金委員会事務局（東海村社会福祉協議会内）

〒319-1112 東海村村松 2005 東海村総合福祉センター「絆」内

8. 提出期限

募金箱・ポスターのいずれも、8月30日（金）17時15分までに応募者が直接本会へ提出すること。

児童が学校に持参した場合は、9月3日（火）までに東海村共同募金委員会事務局が回収する。

9. 審査委員会

9月11日（水）に審査委員会を開催し、応募作品を審査のうえ、受賞作品を決定する。

（1）募金箱の部

- ・ 最優秀賞（1点） 賞状・クオカード（2,000 円分）
- ・ 優 秀 賞（2点） 賞状・クオカード（1,000 円分）
- ・ 佳 作（3点） 賞状・タオル
- ・ 参 加 賞（全員） 賞状・クリアファイル・ボールペン

（2）ポスターの部

- ・ 最優秀賞（1点） 賞状・クオカード（2,000 円分）
- ・ 優 秀 賞（2点） 賞状・クオカード（1,000 円分）
- ・ 佳 作（3点） 賞状・タオル
- ・ 参 加 賞（全員） 賞状・クリアファイル・ボールペン

※賞品は変更する場合がある。

【参考：令和5年度最優秀賞作品】



募金箱の部



ポスターの部

10. 審査結果の発表及び表彰

9月下旬に、各小学校を通じて本人に通知する。

入選者（最優秀賞，優秀賞，佳作）については，10月12日（土）に表彰式を行う。

11. 個人情報の取扱い

本コンクールで本会が取得した応募者の個人情報は，作品の審査及び賞状等の発送，審査結果の公表，本会の広報活動に使用する。

13. その他

応募作品の著作権は主催者に帰属する。返却はしない。